

議案第106号

世田谷区プールの経営許可等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) プールの経営許可を受けた者の地位の承継について、事業譲渡による地位の承継に係る規定を加える必要があるので、本案を提出する。

世田谷区プールの経営許可等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区プールの経営許可等に関する条例（昭和50年3月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「について相続、合併又は」を「が当該プールの経営を譲渡し、又は許可経営者について相続、合併若しくは」に、「、相続人」を「、当該プールの経営を譲り受けた者又は相続人」に、「法人又は」を「法人若しくは」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。